

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

平成12年 3月31日規則第56号
改正 平成17年 3月31日規則第76号
平成24年 2月16日規則第 2号
平成25年10月 1日横書き施行
平成28年 3月24日規則第28号

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（昭和50年佐倉市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条第1項の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 法第76条第1項の規定による建築行為等の許可を受けようとする者は、土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる図書を添えて正本1部及び副本2部を市長に提出しなければならない。

- （1）位置図
- （2）配置図
- （3）平面図
- （4）立面図
- （5）その他市長が必要と認める書類

（意見書の提出）

第3条 施行者は、法第76条第2項の規定による意見を意見書（別記様式第2号）により市長に提出するものとする。

（許可等）

第4条 市長は、第2条の申請があったときは、許可の可否を決定し、その旨を土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可（不許可）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の規定によりなされた申請等は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第76号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月16日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。